

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
電力システム改革貫徹のための政策小委員会
第5回財務会計ワーキンググループ

日時 平成28年11月29日（火）16：30～17：56

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○小川電力市場整備室長

それでは、定刻となりましたので、電力システム改革貫徹のための政策小委員会、第5回の財務会計ワーキンググループを開催します。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。

なお本日、圓尾委員におかれましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いします。

○山内座長

それでは始めたいと思いますが、議事次第にありますように、きょうのご議論いただく点は3つでございます。1つ目は、原子力事故の賠償の備えに関する負担のあり方について。2つ目は、福島第一原子力発電所の廃炉費用の負担のあり方についてであります。これについてご議論いただきますが、3番目として、最後に、現在、電力・ガス取引監視等委員会のワーキンググループで検討が進められておりますが、送配電網の維持・運用費用の負担のあり方についてであります。これについては、監視等委員会からご報告をいただくということになっております。

それでは早速でございますが、議事に入りたいと思いますので、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席いただきたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議論に入りたいと思います。

まず資料3で、原子力事故の賠償の備えに関する負担のあり方について、これを事務局からご説明お願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、資料3をごらんいただければと思います。

まず、1ページ目になります。今回の議論の対象となります賠償の備え、前回までは原賠機構法に基づく一般負担金というふうに記載しておりましたけれども、ちょっと概念を整理するために、賠償の備えの負担のあり方というふうにしております。

そもそも福島の原因の事故後に、事故への備えとして新しく機構法というものが制定されて、現在、その法律に基づいて、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に支払っている、これが一般負担金というものになります。

原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、これらは福島の事故以前から確保しておくべきだったけれども、実際には制度的な措置は講じられていなかったということがありまして、これについて、これら機構法というものが成立する以前において確保しておくべきだった費用について、どう考えるのかというところが今回の議論のテーマであります。

これにつきましては、一番最後になりますけれども、事故前に確保しておくべきだった賠償の備えということで、これを「過去分」と呼んでおりますけれども、これについて受益者間の公平性等の観点から、その負担のあり方についてどのように考えるかというのが本日のテーマになります。

もう一度、その賠償の仕組み、本来、確保しておくべきだったというところが、次の2ページ目の（参考）になります。

我が国の原子力損害賠償制度ということで、もともと原子力事業が開始されることから原子力損害の賠償法がありまして、この制度のイメージでいいますと、二階建て構造としておりますけれども、一階部分はあったものの、この二階部分、黄色に塗っている部分が、福島の事故までここが制度的に措置されていなかったというのがあります。

その福島の事故を契機に制度的に措置された、この黄色に該当する二階部分の仕組みというのが、次の3ページ目以降になりますけれども、この原賠・廃炉機構に原子力事業者が、毎年、一般負担金というものを支払っております、ここの仕組みについて前々回、委員の方からもご質問もありました。

こういった形でそもそも今、決まっているのかというところで、金額はここにありますが、2015年度でいいますと1,630億円ということですが、その金額につきましては、まず原賠機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして、その業務を適正かつ確実に実施するために十分なものということ。

これがトータルの考え方として、その上で各事業者の収支の状況に照らして、事業の円滑な運営に支障を来したり、あるいはその利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものということでありまして、こういった観点から、実際の負担というもので、その次の次、5ページになりますけれども、制度発足から各原子力事業者が負担してきた一般負担金額の内訳を示してあります。

直近では年間1,630億円ということですが、これは各事業者によって金額が異なっておりまして、どれだけ原子力比率が高いかといったようなところで変わってきておりまして、ここ

でいますと、例えば旧一般電気事業者でいますと、もともと原子力を有していない沖縄はこの対象にはなっておりません。

それから各電力会社において、この一般負担金は小売の料金に原価算入することが認められておりますけれども、この一番右の欄にあります、一部電力会社、震災後も値上げ、値下げしていない事業者においては、原価に算入していない。具体的には、ここでいますと、北陸電力、中国電力の2社は、今、原価には実際には入っておりませんが、この一般負担金、ある意味、原子力の事業を行うに際して、必要な原価というものとして料金に入っているということになります。

本テーマにつきましては、前々回、11月2日において、一度ご議論いただいております、その際にいただいたご意見を6ページにまとめております。

各委員から、どういう形、託送でやるのかどうかということに関してのご意見、それから、まずもって金額の現行の仕組みの説明、あるいは規模感、そういったものに関して幾つかご意見をいただいているところであります。

そういった点も踏まえて、本日の議論ということで、7ページに論点をまとめております。

福島の前から確保しておくべきだった賠償の備え、ここで過去分としておりますけれども、それについて自由化が進展する環境下において、受益者間の公平性、あるいは競争中立性といった観点から、負担のあり方を考えるに際してということで、まず1つ目、まさに自由化が進展していく中で、広く需要家の負担とするかどうか。原子力事業者の需要家のみが負担する、言ってみれば今のような仕組みとするのか、あるいは原子力事業者の需要家に限らないで、広く需要家の負担とするか、まずこれが議論の出発点だというふうに思っております。

その上で、広く需要家の負担とする場合に、今度はその方法論、仕組みとして税や賦課金といった仕組み、あるいは電気料金、託送料金の仕組みといったものと、どちらを利用するかというのが2つ目でありまして、3つ目、これはこれまでも委員会で一部ご指摘いただいておりますけれども、託送料金の仕組みを仮に使うといった場合に、それは電力自由化との関係で消費者の選択可能性が縛られるのではないかとといった点、この点も議論の対象かと思っております。

まず1点目ですけれども、誰が負担するかということで、8ページ、それから9ページといったところでご説明したいと思います。

まず、ここで言っています過去分という考え方につきましては、8ページの図でいますと黄色い部分に当たります。これは原賠機構法が2011年に成立する以前でありますと、この賠償の備えというところ、先ほど冒頭で申し上げたのでいますと、二階建てということをし申し上げましたけれども、一階部分は料金に入ったけれども、二階はそもそもまだできていなかった。二階

部分の制度措置がなかったものですから、その二階部分に当たるこの黄色いところについては、当然のことながら電気料金にも入っていなかったということになります。

現行、毎年1,600億円余りということだと思いますと、大ざっぱに言うと電気料金の1%という水準になりますので、言ってみればこの機構法成立以前は、二階部分に相当する約1%相当はディスカウントされていたということになります。

その結果として、震災前は、全ての需要家がより安価な電気を利用していたということになりますけれども、自由化が進む中で、今度は需要家間で引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家と、新電力へ切りかえた需要家ということで差が生じてきているということになります、それが9ページの図になります。

これは今申し上げた、2011年福島の事故以前、言ってみれば賠償の備えの部分についての一部ディスカウントされた電気というものを、全ての需要家が使っていたというのが左の状況ですけれども、そういった電気を利用していたという事実は変わらない中で、自由化によって引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家と、切りかえた需要家と出てきているということでありまして、こうした中で過去の受益について、負担する需要家、負担しない需要家というのが出てくることについて、どのように考えるかということになります。

次の2枚は自由化の進展ということになりますので、ここの説明は省略しまして、続きまして論点の2つ目、12ページに移りたいと思います。

受益者間の負担の公平性といったような観点から、広く需要家がこの過去分、賠償の備えのうちの一部については広く需要家が負担するという事とした場合に、広く需要家の負担を求める方法ということで、2つの方法を対比させております。

1つは、税や賦課金といった形で、全国の全ての需要家に等しく負担を求めていく方法。もう一つは需要家のもとで託送料金という形で、これは各地域ごとで水準は異なってくるということとあります。

先ほど、現在の一般負担金をどういうふうに入れているかというところで、表がありましたけれども、現在の一般負担金は、各電力会社の原子力の割合にある意味応じる形で、地域ごとに異なった形で料金に入っているとといったようなことがあります。

そういったことを踏まえると、今回、議論の対象となっているこの過去分についても、従来どおり各地域での水準に応じたもの、ここではそういった意味で託送料金の仕組みを利用することが妥当でないかということでありまして、こういったどのような仕組みを利用するかというところは、前回ご議論いただいたところでもありまして、その際のご意見を次の13ページに載せているところとあります。

税金の場合には全国の一律になるといった点、ここでいう過去分というのは、原子力の利用に伴う受益というものに応じたものと考えた場合に、例えば沖縄も含めて全国一律に負担を求めるといったのはどうなんだろうかといったような話、あるいはその仕組みの問題として、間接コストというところも考慮に入れるべきでないかといったようなご意見もいただいているところであります。

ここであります税、賦課金、あるいは料金、託送料金ということでの仕組み、現在の代表例ということで、その後、何枚かスライドをつけております。

それらの説明は省きまして、最後、18ページ、自由化との関係というところをご覧いただければと思います。

本年4月の小売全面自由化にあわせて、電気事業の類型は、発電、送配電、小売という形で3つに分かれて、そうした中で送配電のみ許可制で、これについては料金も認可制ということになりました。

この送配電の利用料たる託送料金というのは、小売事業者との関係では全ての事業者が等しく負担するもの。そういった意味で小売事業者との関係で競争中立的なものというふうに言えるかと思えます。そういう意味で、仮に託送料金の発電費用の一部が含まれていた場合であっても、小売事業者の選択に関して言えば、そこでの選択の妨げにはならないということが言えるのではないかと思います。

他方、この競争中立的なということに関しては、これまでこの場での議論でも、発電、送配電、小売と分かれる中で、本来、発電側が負担するものを送配電のほうのコストに入れていることが仮にあった場合には、それは競争に影響を与えるということは既にこの場でも議論いただいているところでありまして、ここで記載していますのは、あくまでその選択が妨げられることはないということでもあります。

こういった送配電、あるいは託送料金の仕組みを利用することにつきましては、日本でも部分自由化に先立って一定の取りまとめ方針が示されているほか、海外においても、自由化に際して、本来的な送配電の費用でないものを、託送、送配電の仕組みを利用して回収しているという例が少なくないということがあると言えるかと思えます。

そういった点の補足としまして、一つは次の19ページになりますけれども、託送料金、あるいは託送という仕組み、送配電の仕組みの中で、例えばここでいいますと、需要家が自由化の中で、CO₂フリーの電気、そういったメニューを選択するといったこと、あるいは今までの電力会社、小売事業者にかえて、別の事業者を選択するということ。

そういった選択と、途中、電気がどこを経由してくるか、その送配電網で例えばそこでの、

ここにはインバランス供給というのがありますけれども、ここの途中を通ってくる時にどんな電源を用いての補給がなされるか。あるいはその利用料にどんなコストが含まれるかということ自体は、自由化のもとでの選択、電力会社の選択、あるいは電気料金メニューの選択そのものには影響しないのではないかとこのことを記しております。

最後、海外の事例ということでは、ストランデッドコストというのは22ページにあります。

これまでも何度かご紹介しておりますけれども、最後、23ページにありますのは、ストランデッドコストに限らずということで、自由化の進んでいる欧州においても半数以上の国において、託送業務に直接関係のない費用というものを、託送料金の仕組みを活用して回収しているということがあります。

具体的には再エネ関連の費用ですとか、あるいは規制機関の運営資金といったもの、さらにはフランスなどでは年金の関係の費用といったことで、これらの国々に共通していますのは、自由化のもとではこの送配電、託送料金の仕組みというのが唯一の規制の料金、全需要家に負担を求める、ある意味仕組みということで、むしろそういう仕組みを使っていることは少なくないということでありまして、自由化、すなわち送配電、あるいは託送の費用に送配電以外の費用が入るものではないということではないというのが、海外の例からも伺えるのではないかとこのように思います。

ご説明は以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは1つ目の議題についてご議論いただきたいと思っておりますけれども、例によって発言をご希望の方は名札を。それから関連するご発言の場合には、挙手をいただくということにしたいと思っております。

それでは今ご説明いただきました点について、ご意見等あればご発言ください。

いかがでございましょうか。

○山内座長

じゃ、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。どなたからもご発言がないので発言させていただきます。すみません、急な提出で申しわけなかったのですが、自分の頭の中を整理する意味も含めてペーパーを出させていただきます。委員の皆さまのところには入っておりますでしょうか。

すみません、資料6に入っているようですが。今のお話というのは、要するに過去分をどう

見るかということだと思います。3ページ目のところにある四角囲みの④のところ、「過去に原発の電気を利用した需要家の受益」を問題にしていますが、一方、原子力発電事業者や株主なども、これまで利益を受けてきたはずで、需要家だけに等しく負担させるというのはおかしいのではないかと考えて書いたと書いてあるわけですね。

しかし、公平な費用負担というのであれば、消費者だけではなく、やはり事業者も国も同じように負担しなければいけないでしょうし、何よりその時点で、どれだけの費用が必要なのかを判断したのはどなただったのでしょうか。責任はだれにあるのかと前回のこの委員会でお聞きしましたが、その折に、松村先生は事業者と国と半々だとおっしゃいましたし、事務局は一義的に国に責任があるというふうにお答えいただいたと思います。

であれば、その時点で消費者はどうであったかという、必要だと言われた金額については別に払わなかったわけではなく、要求に応じてきちんと払ってきたわけで、それを今になって、払っていなかったから皆さんが均等に負担するべきですよというのは、何となく理屈に合わないのではないかなと思っています。

とはいえ、やはり福島の人を考えると、補償の基となる資金が何もないというのはとても不安を感じる部分ではないかと思いますので必要だと思います。しかし、そこは託送に上乘せしてということではなく、国及び事業者が、そのときに必要な額を判断し切れなかったのだと誤りを認めて、国民にちゃんと説明をしたうえで、特別税ということで国民全員から回収するべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員

意見というわけじゃないんですが、前回、参加をしていなかったこともあって、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、6スライド目で、今のご議論ともかわるのかもしれませんが、一般負担金というところについて、さまざま各委員のほうから意見をいただいていると思うんですが、私自身も気になりましたのは、一般負担金の金額というのはどういう形で決まるのかという問題ですね。

これは何が言いたいのかというと、例えば今後何か不測の事態が起こったときに、またこう、こうしたものが必要になるかというところを確認する意味では、今まで一般負担金がどういう形

で決まっています、それで今後どういう形で決まるのかという哲学のようなものがクリアにないと、なかなか納得し切れない部分があるんじゃないかなと思ったりしたものですから、今までどう決まってきたのかということと、これを受けてどう決まりそうなのかということについて教えていただきたいんですが。

○山内座長

事務局お願いします。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。今、加賀谷委員からお尋ねいただきました、一般負担金というものがどのように決まっているかということで、スライドでいうと、まず3ページのところをごらんいただければと思います。

この金額というのをどういうふうにするか、条文というのは、具体的な条文はその次のスライドに入っていますけれども、3ページのところでいいますと、これ、まず機構の業務に要する費用というのは、ここでいいますと、イメージにあります「原賠・廃炉機構」というものが右から2番目のところにありますけれども、これが、ここが事故を起こした東京電力に、被災者へ賠償する費用に関して資金を交付しているという形になります。これが原賠機構の業務になりますので、それに要する費用の長期的な見通しに照らして、業務を実施していくのに十分なものと。

ただ、これは「東電」というのが括弧となっていますけれども、これは事故を起こした事業者、まあ、そういう意味では過去、未来、全てを含んでおりますので、お尋ねにありました、今後どういふふうなことがあるのかということではいいますと、例えばの話で言うと、ここの、まあ万万が一そういう事故が起こって、この機構が業務として賠償の資金を支払う対象がふえますと、ここでいいます機構の業務に要する費用というのは増えるということになります。

他方、ちょっと、申し上げておきたいのは、今のお示ししている過去分というのは、それと直接リンクするものではないので、例えばお尋ねの関係でいうと、1,630億というものが、どういふふうになっているのか、今の仮の例で言いますと、その機構の業務に要する費用というのがふえた場合には、例えばこの業務を実施するための費用というのも一定程度ふえるということが予想されますし、一方でここにありますが、もう一つ、2つ目のところの中身で言いますと、各事業者の円滑な運営に支障を来さない、あるいは利用者に著しい負担を及ぼすおそれがない、これは言ってみれば、電気料金という形で利用者に転嫁されるものでありますので、全体の金額が、費用が増えるということで、じゃ、例えば今1,600億というのを、これをどんどん増やしていくのかということ、それは逆に利用者の負担というのも含めて判断していくことになる。そういうバランスが図られて決まっていくものであるということになります。

○山内座長

よろしいですか。

そのほかに発言ございますか。

村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。

以前も同じようなことを私、申し上げたかと思うんですけども、過去に安い原発で発電された安い電力料金を享受していたと、受益があったという事実は、まあ私個人に関していえば、選択の余地はなかったとはいえども、事実としてあるところであって、それが、いや、過去に受益していたこと知りません、私は将来払いませんと言ってしまうのは、ちょっと道義的に責任逃れというような気が、個人的にはしております。ですので、受益者負担ということで、今まで積み立てがなされていなかった過去分について求められた場合に、この負担は致し方ないのかなというのが個人的な思いとしてあります。

ただ、先ほど加賀谷委員からもありましたけれども、やはり一体幾らの話をしているのか、どれぐらいの期間でどれだけ負担するのかという先の見える話ですね、これはないと、いや、ずっと未来永劫払い続けるのか、先ほどの小川室長からは需要家の負担能力も勘案しつつ、金額が決まってくるよというふうにご説明いただきましたけれども、将来の見える話にしていきたい。また、当初の見積もりにおいて、金額を決めて進めていったとしても、当然見直しが必要になることというのはあると思うんですね。そこは迷わず見直しをしていただきたいなというふうに思っております。

こちらの言葉の使い方の中で気になっているところがありまして、12ページのスライドで「負担主体」というところに、言葉がございますね。小売電気事業者、全ての小売電気事業者が負担主体になりますと。その下に「最終負担者」というふうにあります。負担主体が小売電気事業者ですと言うと、小売電気事業者としては最終の需要家の方々からの理解が得られない。よって、その料金にのせて転嫁できない。だから制度に対して反対だというような議論になってしまうのかなと思います。全く消費税の増税のときと同じような議論になってしまうわけですし、事業者の説明責任だけに委ねるのではなくて、国民への理解を求めるための全体的な仕組みというのは必要なのかなと思います。個人個人が負担される金額の開示も含めて、これだけのものが料金に含まれています、小売事業者が単独で決めたのではなくて、転嫁される部分なんですよということが、明確にわかるようにすることによって、小売事業者からの転嫁というのが進められるのかなと考えております。

今回の論点1、2、3という形で、あるべき姿というのを議論を積み重ねていくという丁寧なご説明をいただきました。ですが、ちょっとこの、議論が乱暴かもしれませんけれども、原賠機構法の目的ということ、ちょっと改めて考えたほうがいいのかと思います。スライドの3ページに、長期的な見通しに照らして、この制度をきちんと維持していく必要があるというようなことが、スライドの中に書かれております。この原賠機構法の目的はやはり、原発事故、過去に起きた原発事故、また将来起こり得るかもしれない原発事故の被害者の方々に十分な救済をするため、賠償をするために、きちんと資金が担保される、実効性のある仕組みというのが必要だと思います。ただ仕組みをつくりました、でもお金を集められませんでしたというのでは、このそもそもの原賠機構法の目的が達成されませんので、その目的に照らして手段を選ぶ、きちんとお金の集められる仕組みを考えるという考え方も必要なのではないかと、というふうに考えました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

ありがとうございます。第3回のワーキンググループに出席できませんでしたので、意見書を提出させていただいたところでございますけれども、3つほど述べさせていただきます。私の認識は、そもそも今回の一般負担金の議論は、電力自由化が進展する環境下における整理が必要な論点であるというのが1つ目です。

それから、2つ目は、ある意味では原子力需要開始時から、本来ならば、確保されるべき費用だったと。事故が起こると想定していない当時の状況に対して、将来の保険的な、互助というんですかね、そういった前提で各社が負担していきましようということで一般負担金の制度はスタートしたと、私は機構法の本質をそう理解しております。ただし、会計でもあるんですけども、当時わからなかったけれども、新たな事象がだんだん明らかになって、その時点で費用を認識すべきもので計算できる状況になった場合は、それを認識することもあり得ると。そういった考え方も1つあるのではないかとということですね。

それから3つ目は、やはり先ほどの、機構法の当初の枠組みは、一般負担金の性格は変わらないということは、最後に確認させていただきたいと思います。

あと、負担の税金がいいのか、もしくは託送料金がいいのかということでございますけれども、基本的には、受益者が地域ごとに整理されたページがございましたけれども、受益者が全国一律でなくて、地域ごとに受益の態様とかもありますでしょうから、その受益の態様に合わせた負担

が実現される託送料金が妥当ではないかと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

じゃ、松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

まず、加賀谷委員がご質問になった点で、納得されたのかどうか不安に思ったものですから、この点先に申し上げます。事務局のご回答では、仮に、そんなことは決して起こしてはいけないことではあるけれども、仮に事故が起こったというようなことがあれば、費用が増えるかもしれないという指摘に関して、現時点では一般負担金はどうなるのか見通せない事例としては仮に正しいとしても、過去分の話をするときには基本的に関係ない話ですよね。したがって、機構法一般の話をするならともかく、今回議論するところでは、その点に関係ないと思います。でない、将来事故が起こったらまた自動的に託送料が上がるという制度を今設計していると誤認されかねない。

次に、加賀谷委員は、この金額、この1,600億円がどう決まっているのかを聞いたかったのではないかと。今回のところでも一応説明はちゃんと出ている。まず機構の業務を賄えるように定める。もしこれだけだとすれば、規定がこれだけだとすれば、今回のような議論は出てくることない。賠償金も全部賄えるような負担金を原子力事業者が負担することになる。しかしそれをやると、特定のところに負担が大きくなり過ぎる。で、2項目のところでは留保が書いてあって、この制限で、この金額でとまっている、ということ。

したがって、この金額は何で決まっているのかということ、基本的にはこの2項目を考慮した結果として、機構としてはこれ以上要求するのが難しいということで、ぎりぎり課しているということなのではないかと思えます。更に言うと、私の理解では、キロワットに応じてというか、設備容量に応じて課金している。

ご質問は、これ、本当にこれが適正なのかどうかというような類のことと、今回の議論を完全に切り離してもいいのか。今回出された論点からすると、基本的に関係ないとは思いますが、具体的に金額が、幾らが適正かということを議論するときに、この、ずっと千六百数十億円、このまま横置き、さらに設備が減っていくって、そういう絵のままで託送という新たな負担を求めることが本当に理解得られるのかどうか。この委員会の所轄ではないことは十分わかってはいますが、原発が動いていなかったというときに、これ以上とること無理だった、だからこういう金額決まっているというのは、わからないではない。しかし動いているときに本当にキロワットア

ワーに対して一定の金額、大きな金額かけることはとても難しいとは思いますが、1円とか50銭とかという、そういうような単位のもの、本当にかけれられないのかということを検討することなしに、負担だけしてくださいと言ってもいいのか、私も疑問に思っています。

そういうようなことも含めて、金額ってどう決まっているのですか、この金額は動かせないのですかという、そういう類の質問だったと私は理解していました。したがって、まだ疑問に思っておられるのではないかと推測しております。

次に、税とそれから託送料の違いというところで整理を再びしていただいている、12スライドのところですか。まず、この表に出ている以外の違いがないようにしていただきたい。大石委員がご提出になっている参考資料では、例えば今のFITの賦課金の場合には、FITの賦課金で幾らかかっていますということが、請求書のところで明示されている。税、賦課金のイメージは多分、そういうイメージなのではないかと考えます。ところが、託送の原価に溶け込んでしまうと、自分たちは一体、この過去分として幾ら負担しているのという、今回新たなカテゴリーでどれだけ負担しているのというがわからなくなるということに対する不安というのもあったのではないかと思います。

税、賦課金にするか託送料金にするかによって、誰が負担するのかというのは微妙に変わってくるというのは、確かにこの整理のとおりですが、明示するというのは、消費者が強く要望しているということがあったとして、税だったら明示できるなら、託送だと溶け込んで明示できないということはないと思う。何らかの工夫で、この情報を消費者が知るようにできるようなには、仮に託送という格好になったとしてもしていただきたい。技術的に難しいのはとてもよくわかりますが、ぜひその点は検討して、その負担が見えないようにするために託送というのを言っているのではないということ、何らかの形で明らかにしていただきたい。

税がいいのか、託送料金がいいのかということで、ここで公平性ということを書いていますが、この公平性は、どこまでいっても完全に割り切れるものではないと思います。例えば沖縄電力の消費者が負担するのかという問題に関して言うと、震災前には東京に住んでいたけれども、沖縄に移住したという人だっているでしょうし、震災前には沖縄に住んでいたけれども、東京に移住したという人だっているでしょうし。そうすると、どこまでいってもどっちが公平かというのは、もう程度問題。ただ、東京に住んでいたけれども、沖縄に移住した、あるいはその逆というパターンよりも、東京にいて東京に住み続けているという人のほうがきっと多いだろうというのは、間違いないと思うので、こちらのほうが公平だと思うというのは、それは整理として受け入れませんが、どの道、エイヤと決めるようなことだろうと思います。

その意味で、過去分というふうに整理するのであれば、まあ託送料金というのは自然な選択肢

の一つだろうと私も思います。税金というのも、もちろん自然な選択肢の一つだと思います。ここはもう、エイヤで決めるところだと思います。

最後に、やはりこれは国だけの責任ではなくて、事業者の責任でもあるというようなことだと思いますから、これで託送料金ということになったとすると、これはやはり、ある程度の事業者に対する優遇と捉えるべき。そうすると、この後別のところで、ベースロード電源の議論だとか、あるいはゼロ・エミッション電源の市場だとかというのを設計する際には、仮にこれが託送料金ということになった——それは税金でも僕は同じだと思いますが——ということになったとしたら、その点も考慮した上で、そちらの制度設計を考えるべきだと思います。一方的に新規参入者が不利になるというようなことのないように、全体として制度を考えていかなければいけないと思います。

以上です。

○山内座長

それじゃ、伊藤委員どうぞ。

あ、ごめんなさい、関連ですか。

○大石委員

あ、今の関連で。

○山内座長

それじゃ、大石委員、どうぞ。

○大石委員

すみません、今の関連で。松村先生がおっしゃられたように、やはり消費者が託送料金に課されることで一番疑っているのは、どこでどれだけ負担しているのか見えなくなってしまうから、ということも確かにあるのですが、それよりも、託送料金の意義という意味で、問題を感じています。例えば今回の資料のなかには、託送料金には使用済み放射性廃棄物の再処理費用ですとか、いろいろなものが今までも上乗せされて使われてきていますよ、と書かれております。けれども、この託送上乗せが検討された会議に参加しておられた方から聞いた話によりますと、少なくとも金額については必要額となるものがあつたそうです。きちんと計算して必要な金額を積みあげた上で、では何年間で回収するので1回ではこれだけ必要ですね、というかたちであつたそうです。ですので、ウルトラCではあつたけれど、託送費用に乘せることが許されたと聞いております。そういう意味では、まず、基本として、これからどれだけ費用がかかるのか、必要なかわからない中で、託送料金に乘せましようという議論はちょっと違うのではないかと感じております。

それから、海外でもいろいろなところで託送料金が費用回収に使われていますよと、という資

料が出されております。しかし例えばストランデッドコストの場合には、これは必ず、事業者は、自分の持っている資産をぎりぎりまで切り売りして、それでも何とも立ち行かなくなった上での託送料金の利用だというふうに聞いておりますので、そういう意味では、ここで安易に託送回収でいいでしょう、というのでは私はとても納得できません。

以上です。

以上です。

○山内座長

伊藤委員どうぞ。ご発言ください。

○伊藤委員

ありがとうございます。以前にもどなたかこういうお話をしたかもしれないですし、私も発言しているかもしれないんですが、この電気事業の仕組みであったり、こういった会議に本当に参加していないと、ついていけない話なんですよ。過去分というのは、普通はやっぱりあり得ないと思います、普通は。普通のビジネスはあり得ないと思いますが、これは何度も言っていますが、ただ、電気事業という特殊な、どうしても先行投資というか、長時間、十数年かけて、またすごい金額をかけて、皆さん、国民全体のインフラを整えるという事業の特性から、仕方ないのかなど。どなたか言いましたように、自分たちも原発の電気をたくさん使わせていただいていますし、これからも利用していくという意味では、仕方ないとは思いますが、こういった会議に参加していない人たちがどこまでそれを理解できるかという、なぜ、過去分を乗せなかったら、どうなっちゃうの、倒産してしまいますとか。倒産しちゃったらどうなっちゃうのというところまでうまく説明をしないと、なかなか納得できない話になりかねないなというのを感じたので、そこをどううまく説明するか。

それから税金か託送かというのも、やっぱり透明性ですよ。まあどちらでも、最終的には負担をするところは決まれば、私はまあ、どちらでもいいとは思いますが、ただ、どちらにせよ、説明をうまくしていただければいいなというのと。

それから一般負担金の内訳は2015年度というところでこの金額が出ていますが、本当にこのままでいいの、要するに、将来何も起こってはいけないんですが、万が一のことが起きたときに、こういったこともあり得ますよというお話を先にしていたほうが、我々がなくなった後かもしれないませんが、こういった委員会がまた開かれて、同じことの議論の繰り返しではなくて、いや、あのときこういった想定の中で、こういった話も出ましたよということも必要なのかなという。要するに未来のために、ある程度の情報を残していく必要性もあるのかなという。まあ、予測はできないので、ただ、ベスト~~だけ~~でなくワーストなことも、想定範囲内に入れていったほうは、

いいのかなという感じもいたします。

以上です。

○山内座長

そのほかのご意見ございますか。

ありがとうございました。それ以上のご意見がないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。

続いて資料4、「福島第一原子力発電所の廃炉費用の負担の在り方について」、これも事務局からご説明をお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、資料4をごらんいただきまして、まず、スライド1枚目になります。これは前々回のこのワーキングの資料になりますけれども、本日の議題はこの赤で囲っております、この事故炉、1F、福島第一原発への廃炉会計の適用というところになります。この場では、このスライドでいいますと上の2つ、福島事故収束の関係では、確実な資金確保の方策としての、資金管理のための積立金。あるいはその下の、送配電事業の合理化分の扱いとしての、超過利潤合理化努力分の扱いというのをこれまでご議論いただいてきました。そういったご議論も踏まえつつ、もう一つの手法といいましょうか、この廃炉会計の適用というところについて、本日ご議論いただければと思っております。

続いて2ページ目になりますけれども、まず現行の制度のご説明になりますけれども、2回にわたり措置されたこの廃炉会計制度のうち、1回目、2013年に措置した「廃止措置資産」については事故炉を対象から除外していないということで、この2013年に措置した廃止措置資産というのが、左下のイメージでいいますと、黄色で囲われている部分であります。これは廃炉を円滑に進めるといふ、この2013年の趣旨を踏まえて、事故炉の廃止措置に向けて必要な設備、この黄色の部分でいうと、まさに原子炉その周辺の格納容器といったところ、事故炉の着実、安全な廃止措置に向けて必要な設備であるわけですが、これについて、制度の対象としないと、制度の対象とすることが適当とされたためということでもあります。

そういった意味で、現行では、この2013年の措置、黄色の部分については、廃炉会計のこの制度の対象、事故炉も対象ということなんですけれども、今回、廃炉会計、2020年の規制料金撤廃後の議論としての託送料金制度の利用、その仕組みの利用というのをご議論いただいている中で、この事故炉への適用ということについて、どう考えるかというのが本日の議題テーマになります。

端で、なお書きで書いてありますけれども、この左下の、黄色い部分とピンクの部分がありま

す。ピンクの部分は2015年の2回目の制度の対象ですけれども、これは原発依存度低減というものを実現していくためのものということで、財務会計上の負担が合理的な廃炉の判断をゆがめないようにという趣旨でありますので、これについては明示的に、事故炉というのは対象から外している。そういう意味では、左下のイメージ図でいいますと、重ねてになります黄色の部分が現在対象になっている、この部分をどう考えるかということになります。

「事故炉」と言ったときに、実際には福島第一原発、1号機から6号機までありまして、その辺のこれまでの経緯、それから会計、料金上の扱いをまとめたのが4ページ目以降になります。4ページ目ですけれども、そもそも福島第一原発、左にちょっと地図がありますけれども、1から4号機が近接しておりまして、少し離れて5、6号機があるということ。それから、地震発生時には、1から3号機は運転中でありましたが、4から6号機は停止中でありました。

そういった中で、地震、それからその後の津波で、5ページ目になりますけれども、1から4号機は炉心損傷、あるいは水素爆発といったことがありました。一方、6号機はそういったことはなく、いずれも震災当日、原子力緊急事態宣言というものが出されましたけれども、冷温停止に至るまでの期間に大きな差異がありまして、ここで本日の議論と関連します、廃炉ということだと思いますと、1から4号機は2012年である一方、5、6号機は2014年ということで、2年近くこの差があるということ。それから、ちょうどこの間に、東京電力による電気料金の値上げというのがあったというのが1つ、ポイントになるかと思えます。

そういった中で、現行の会計、廃炉会計の適用状況、あるいは料金上の扱いというのが7ページにあります。まず1から4号機については、事故直後に一括で減損処理をしております。会計上は廃炉会計が2013年度に創設されて、それ以降、廃止措置に必要な投資について資産計上して減価償却を行ってきております。そういった意味での廃炉会計が適用されているのが、この1～4号機であります。一方、電気料金との関係で言いますと、電気料金の値上げは2012年でありまして、既に事故直後に資産については一括で減損処理されておりますので、その分についての料金への算入はされていないということになります。また、2013年度以降の廃止措置資産で、その減価償却につきましては、料金値上げ自体は既に2012年度に行われているものですから、その中には入っていないということになります。

一方で5、6号機、右側になりますけれども、こちらにつきましては2013年度に廃止の決定をして以降、そこでの廃止措置資産相当を引き続き減価償却、引き続きとっておりますのは、従来から行っていた減価償却というものをそのまま継続しているということになります。料金との関係で言いますと、これ、料金値上げのときには、先ほど申し上げた廃炉、廃止措置の決定というのは料金値上げの後になりますので、この料金の値上げのときには、その当時動いてはいなかつ

たですけれども、普通の発電資産として、その償却費が料金原価に入っているということになります。

こういった中でということで、廃炉会計の適用、事故炉の扱いをどのように考えるかということでもありますけれども、9ページに簡単に書いておりますけれども、幾つか考える視点があるかというふうに思っております。

まず1つは、今回、廃炉会計制度そのものを2013年度、2015年度に措置した廃炉会計そのものについて今後の扱いを検討している、そういった中で託送料金の仕組みの活用ということを議論しているということで、現在適用の対象になっている廃炉会計制度と、これから将来どうするかといったところでは少し新しい措置についての議論を行っているということがあると思ひまして、そういった意味で、現在適用対象だから今後も継続する必要があるとまでは言い切れないものであるというふうに思っております。それから、事故炉についてはこれについては第1回るとき、次のスライドにこれまでいただいたご意見をつけておりますけれども、通常炉とは少し違う、その事業者が自主的に判断する余地があるのか、ないのかといった点に違いがあるということ。あるいは、その廃炉作業というのは世界に例のない取り組みと、そういった意味で、ここでの廃炉会計の適用対象に仮にするとした場合に、その場合の対象の費用といったものが少し見通し、そこを見通すのはなかなか難しいといったことも考慮要素であるとは思っております。

また、1号機から4号機と、それと5、6号機で廃炉の経緯、タイミングも違っていたということに先ほど触れましたけれども、9ページの注の部分に記してありますとおり、原子炉等規制法上は、まず福島第一原発全体として特定原子力施設というものに指定されている、そういった意味では、1から4号機と5、6号機との区別は特になされていないということがあります。一方で、実態上、物理的にも1から4号機と5、6号機、全く異なる状況にあるということでありまして、運用上、廃炉に向けて必要な取り組みなどは異なった扱いをしているということについて、どのように考えるかといったようなことがあるかと思っております。

最後に、今回こういう事故炉の取り扱いにつきましては、冒頭1枚目にありましたとおり、今回こういった事故炉の扱いにつきましては、この場でもまずは積立金制度、あるいは送配電の合理化分でもって廃炉に必要な資金を確保していくという方策についてご議論いただいているということも、今回の本日のご議論とも関連することとして考えなければいけない点かというふうに思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、福島第一原子力発電所の廃止事業の負担、これについてご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。

第1回のワーキングのときに、事故炉は分けて検討すべきではないかというふうに発言いたしました。大分時間がたったので、どういう思いで言ったのかなということをもう一回思い返していたんですが、経営責任が問われる部分なのか、それとも国策によってやむを得ず原発廃炉を進めるといったところから発生するコストなのかと、この違いが根底のところまで引っかかっておりまして、やはり経営責任が問われる部分をほかのものと一律同じように扱うというのはおかしいのではないかという考えのもと発言させていただきました。

その後、こちらのワーキングでさまざまな廃炉にかかわるコスト、これの負担をどうするかという議論をさせていただきましたけれども、今までの話で一貫しているところとしては、私の理解では経営責任が問われる部分、例えば先ほどの原賠機構法の特別負担金の部分と一般負担金の分と、こういった扱いの違いもございます。また、廃炉の作業費用、今、お話でございますけれども、東電改革で得られた資金から廃炉の作業費用というのは捻出するものであって、原価には含まないというような議論がありますので、ここは首尾一貫して同じ整理をするべきではないか。すなわち事故炉については経営責任が問われる部分であって、これに係るコストを今の廃炉会計にあるように原価に含める、また、この先託送料金に含めるというのは納得しがたいものだというふうに考えております。

中でも5、6号機はともかくとして、1から4号機の廃止措置資産の中でも廃止用取得資産というのがございます。これは2013年の廃炉会計が適用されて以降、資産計上されて将来にわたって減価償却をするというような形で発生しているものなんですが、これは通常炉の廃炉とやはり異なって廃止用取得資産というのは相当巨額なものが今後も見込まれるのではないかなと考えております。毎回ここでの議論で負担が青天井にならないよという話がございますが、託送料金に一体幾らのものが入ってくるのかというのはなかなか難しいところだと思います。ですので、事故炉に関しては当初第1回で申し上げましたとおり、分けて考える。一般炉とは同じように扱わず、これはあくまでも事業者責任でやっていただくというのがほかとの整合性ということを考えて上で重要なかなと思います。

ただ、今まで既に適用されていまして廃炉会計、3ページにまとめがございますけれども、こちらの中での扱いと、今、私が発言したことというのは真っ向食い違ってまいりますので、今ま

で料金原価に含むとしていたものを変更するというのであれば、そこに対する合理的な理由というものの整理はやはり今回見直しに当たって必要になるのではないかなと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかにご意見ございますか。

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

今の村松委員のご意見などもあったのですけれども、いろいろ考える上で、制度に継続性があるということも無視はできないと思っております。といいますのは、これは会計上とか、それから廃炉を円滑に進めていくというようなことも含めたときに、金融機関とのかかわり等々もある中で、一定の継続性というものも念頭に、この制度の議論が行われることというのは必要ではないかと思っております。

それから、先ほど発言しそびれてしまったのですけれども、賠償の備えも含めて、もちろん税金という議論もあろうかと思うのですけれども、ちょっと税金って事業者から遠くなってしまうとか、やはり自分で責任を持って適切な費用で取り組んでいってもらい、なおかつ責任を持って最後までやってもらうということも非常に重要だというふうに思っております、まず税金ということだけでなく考えてみるということも重要なのではないかと思っております。

○山内座長

ほかに何かございますか。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。

これまでの議論とも重なりますが、やはり先ほど村松委員がおっしゃったように、今回の福島事故の責任という意味では、やはり全面的に東京電力にあると思います。その上で、そうはいってもやはり将来世代のことも考えなければなりませんし、また、先ほど伊藤委員はこれまで私たちが原子力を使ってきて、これからも使っていくのだから、とおっしゃいましたが、今後も使っていくかどうかというのは、これから私たちが考えていかなければいけないことだと思っております。私たちが将来のエネルギーについて考える、次世代の子供たちに向けてどのような社会を作っていくのかというのを考えるためにも、私は税金で見える形で取るべきだろうというふうに思っております。先ほどの秋池委員のお話では、税だと事業者に遠くなるということでしたけ

れども、それなら託送のほうが事業者に近いかというと、それはまた違うと思っております。金額が決められないまま青天井でいくらでも託送で回収できるというよりは、税金のほうがはっきり見える形となります。税金にして、常に事業者も消費者も、国民みんなが見ることによって、福島のことを忘れずにいられますし、今後自分たちがどう行動していけばいいか考え続けるきっかけにもなるでしょう。この費用が必要、どうしても必要であるということであれば、これは税金で取っていただきたいと思えます。

以上です。

○山内座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、その事故炉をどうするのかという議論のときに、今回の資料でも出ていますが、1-4号機と5、6号機は一旦頭で分ける必要はあると思えます。1-4号機について当然なことが5、6号機もそうかというのは直ちには分からない。5、6号機に関しては、料金審査の議論が出ていますが、このときにも激論になって、1-4号機なんて当然廃炉。それは東電が判断するようなことじゃなくて当然廃炉になる。しかし5、6号機は東電が判断して廃炉とするのか、こんなの廃炉に決まっていると考えるのか、というので意見が分かれて大激論があった。技術の専門家ではない委員会で料金制度の範囲でやれることは限られてはいるわけですが、そこでも物すごく大きな意見の対立があったということは、要するに5、6号機の扱いは自明ではなかったということ。かなり微妙な問題だったと解釈すべき。自分の意見は通らなかったもので、もうここで繰り返し言ってもしょうがないのですが、いずれにせよそういう整理になったということから考えると、5、6号機は相当に微妙だろうと思えます。ただ、いずれにせよ自明に事故炉でないとも言えないと思えます。明らかに1-4号機の事故、廃炉の影響を受けて、通常の廃炉よりもコストが大幅にかかることは当然予想されるわけで、その点では事故炉に近いという側面もあり、しかし、明らかに1-4号機とは違うという点もあり、どう整理すべきなのかは、ここで一般論を議論するときに詰め切れるかどうかということも考えると、やはり福島第1の原発は全て他とは区別して、それ以外のものの制度に溶け込ませない、現時点ではそうしないということは合理的な判断だと思います。

以上です。

○山内座長

永田委員、どうぞ。

○永田委員

私も当時、先生と一緒に議論させていただき、思い起こせば当時はもちろん事故炉の取り扱いをどうするかという、1-4と5、6の分けた議論プラス、当時はどういうコストがかかって、それが維持・安定化費用のために必要なコストか否か、それから金額感とかいろんな要素を十分検討し、かつその説明資料があった上で、かなり大きな議論をして、一つの整理をしたと記憶しております。結果として1-4はもう会計的にも特損ということで、特損に落としたものを料金で原価に入れるかというのは無理筋というか、企業としての意思が特損ということで、損失にするんだという意思があったので料金上もああいう扱いにしたと理解してまして、5、6については、やはり通常炉ではないけれども、事故炉という扱いも当時なかなか難しく、そういう状況で一旦は判断をしたわけですが、今回、1-4と5、6の扱いをどうするかという議論は当時に比べて今現状、安定化費用とかその後の設備投資のコストがかかっているかとか、客観的なデータがないと、なかなかここは判断しづらいというのは個人的な感触で、1-4については事故炉であるという扱いをした場合は、やはり企業のいわゆる積み立てにするなり、超過利潤を出して、そういった責任のもとで負担できれば一番望ましい方向だと思います。ただ、そこが現実的にどこまでできているのかというのは私も検証していないので、ここでは軽々に言える立場じゃございません。5、6についてもまさしくこちらはもっと客観的なデータがないと、この資料だけでどうしますかと言われたときに、私としては判断できないというのが現状の結論でございます。

以上です。

○山内座長

秋池委員。

○秋池委員

先ほど私が資料3の、1つ目の議論と、今の事故炉の扱いを一緒に発言したので、もし誤解があってもと思って念のためですけれども、当然、2つ目の議論である廃炉における事故炉の扱いについて超過利潤を活用しないということでは決してなくて、それは責任を持って努力をしてもらうという意味において、重要だと思っております。

それから、今、永田委員がおっしゃいましたけれども、データが分かるということも重要かと思っております。

○山内座長

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

何かデータという話があったんですけども、こう決めるとどうなるかというのが数値で分か

るとか何かないんですか。もちろん1-4号機と5、6号機は違うっていうのは分かるんですけども、どういう処理をするとどうなって、こういう処理をするとどうなるというエグザンプルがあったほうが分かりやすいかなと思います。

以上です。

○山内座長

ほかにご意見は。

ありがとうございました。これについても、今ここで全て決めるということではございませんので、ご意見を承った上で、必要な点については事務局に資料等を用意していただいて、最終的に皆さんにお諮りしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は資料5、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WGにおける検討状況について、電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク企画室の石川室長からご説明をお願いしたいと思います。

○石川電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業制度企画室長

それでは、資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんいただければと思います。現在、電力・ガス取引監視等委員会におきまして、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方ワーキンググループを設置いたしまして、そこにある3つの目的・観点から検討しているところでございます。1つ目が送配電網の維持・運用コストの抑制・低減、そしてもう一つが公平・適切な費用負担の確保、イノベーションの促進、そういった観点から、そこにありますように横山東大教授に座長をやっていただきまして託送料金制度の見直し、検討というのを進めているところでございます。本ワーキンググループの委員でもあります秋池委員、松村委員にもメンバーになっていただいております。

2ページをごらんいただければと思います。現行の託送制度のポイントということで書かせていただいております。①とありますけれども、現行の託送料金制度、これは小売事業者負担ということでございます。2つ目としましては託送料金の大宗を占める費用、8割が固定費であるということでございますけれども、それに対して料金としては基本料金による回収というのが3割で、残りは従量料金で回収しているという特徴がございます。さらに③としまして、その費用の配賦につきましましては、電気が高圧から低圧に流れるという前提で配賦をされているということでございます。昨今の環境変化によって、こういった特徴に起因するような課題というのがございますので、そういったことを検討しているということでございます。

3ページをごらんいただければと思います。1つ目は電力システム改革の進展等によりまして、発電事業者が送配電部門から独立をして電源立地を進めるようになってきているということでご

ざいますけれども、そういったことによって発電事業者は送配電網の整備・運用コストの効率化と関係なく電源を設置すると、できるということで、将来的に送配電網の維持・運用費用が増大する可能性があるということが1つ目の課題ということでございます。

2つ目としましては、固定費が8割占める中で、基本料金の回収が3割にとどまっているということから、今後、想定以上に需要減という、あるいは自家発の普及が進むと、そうしますと固定費回収不足でありますとか需要家間の不公平が生じるという可能性があるということでございます。今後、再エネなどの導入拡大のための投資でありますとか高経年化対策、そういったことのために固定費の安定的回収が必要になってきているということが2つ目の課題ということでございます。

次の4ページをごらんいただければと思います。3点目としましては、今後、蓄電池、IoTなどを活用した高度なネットワーク利用、こういったことが進んでいく中で現行の託送制度を見直していくということでございます。例えば低圧から低圧への潮流でありますとか、低圧からの逆潮、そういったことも出てきつつあるという状況に対して、従来電気が高圧から低圧に流れるという前提でなされていた費用配賦などの制度的な点、そういったことをどのように対応するかということを検討しているということでございます。

最後、5ページをごらんいただければと思います。以上申し上げたような課題を中心として制度見直しの検討を進めているということございまして、9月にワーキングが立ち上げて、これまで3回開催をしてございます。それで年度内に基本方針をまとめるべく引き続き、現状検討中ということでございますけれども、年度内にまとめるべく引き続き検討を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明について何かご質問、あるいはご意見等があればご発言願います。

ワーキングに出られている委員から何か補足があれば、特になければいいですか。

どうぞ、加賀谷委員。

○加賀谷委員

単純な質問なんですけど、2スライド目で託送料金負担の構造として小売事業者負担というところは分かったんですが、固定費が8割占めると。その基本料金による回収が3割といった、固定費3割の構成というか、どういう費目で成り立っているのかということをお教えいただいてもいいですか。

○石川電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業制度企画室長

固定費8割占める内訳ということでございますけれども、基本的には送配電設備の例えば送電の線でありますとか、あと変電所、そういった設備の減価償却費が大宗を占めるということでございます。

○加賀谷委員

何%ずつみたいなの話って分かりますか。

○石川電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業制度企画室長

費用の割合でございますか。例えばざっくりした、いろんな分け方での割合というのがあるかと思うんですが、例えば固定費8割のうち、送電網の中にもいろんなあれがありますが、いわゆる送電、高圧の送電網に当たるような部分の固定費というのが大体4割ぐらいでありまして、そこから先の配電に係るような配電網、あるいは変電所の割合というのが大体3割ぐらい。その後、さらに需要家費といいますが、いわゆるメーターですとか、そういった需要家ごとにかかってくるような固定費が残り1割ぐらいという、大体ざっくり申し上げるとそんな構成になっているところでございます。

○山内座長

資料3の17ページのところに託送料金の算定方法というのが、これ、総原価が入っていますけれども、これで例えば燃料費とか電力料とか……、そうすると、固定費がどのぐらいという、大体のあれが。

ほかにご発言はございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、特段ご意見がないようでしたら、本日の議論はここまでとさせていただきます。長時間にわたり活発にご議論いただきましてありがとうございます。

これをもちまして、第5回の財務会計ワーキンググループを閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後5時56分 閉会